

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

岡山県公報		発行 岡山県	
目次	担当課（室）	目次	担当課（室）
○ 岡山県建設工事等公表事務取扱要領の一部改正 【告 示】 （県例規集登載） ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 道路の占用を制限する区域の指定 【公 告】 ○ 道路の位置の指定 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ " ○ 二級建築士の免許の取消し ○ 一般競争入札の実施 ○ " 【監査公表】 ○ 岡山県職員措置請求に基づく監査の結果の公表	技術管理課 健康推進課 道路整備課 " " 建築指導課 " " " 用度課 " 監査事務局		

◎岡山県告示第二百三十七号

岡山県建設工事等公表事務取扱要領（平成十三年岡山県告示第百九十五号）の一部を次のように改正する。

令和四年五月十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第六条第一項中「工事発注見通し公表文書（様式第一号）、入札公表閲覧文書（様式第二号）、随意契約公表閲覧文書（様式第三号）その他必要な書面」を「知事が別に定める書面」に改める。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この告示の施行の日前に地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った一般競争入札及び同令第百六十七条の十二第二項の規定による通知を行った指名競争入札に係る建設工事並びに測量業務及び建設コンサルタント業務については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第二百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年五月十三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

なかしよう駅前診療所

所在地

倉敷市鳥羽一四―四グリーンハウス二階B

指定年月日

令和四年五月一日

◎岡山県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新見勝山線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市大佐小南字小フケ五〇八番二地先から 新見市大佐小阪部字清広二五五九番一地先まで	新	九・四 一四・四	九六九・〇
新見市大佐小南字小フケ五〇八番二地先から 新見市大佐小阪部字清広二五五九番一地先まで	旧	七・〇 一一・六	九六九・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岡山赤穂線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
和気郡和気町本字前田六八番三地先から 和気郡和気町原字荒神下三六番五地先まで	新	九・五 一六・三	二七〇・二
和気郡和気町本字前田六八番三地先から 和気郡和気町原字才ノ木二番地先を経て 和気郡和気町原字荒神下三六番五地先まで	旧	九・〇 一五・六	二七一・八

◎岡山県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	新見勝山線	新見市大佐小南字小フケ五〇八番二地先から新見市大佐小阪部字岡ノ前二七五二番一地先まで	令和四年五月十三日

◎岡山県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年五月十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	新見勝山線	新見市大佐小南字小フケ五〇八番二地先から 新見市大佐小阪部字清広二五五九番一地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和四年五月十三日

〔二一九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇〇三号 令和四年四月二十 八日	浅口市鴨方町六条院中字上引堂五 一六七番一〇	五・〇〇	二九・七九

令和4年5月13日 岡山県公報 第12395号

〔二二〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年五月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市長良字菊水五四六―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市長良六五三―一

森屋 遥平

倉敷市田ノ上一〇九四―一ブルーシエルB一〇六

森屋 千尋

三 許可年月日及び許可番号

令和四年二月十日岡山県指令建指第四〇三号

令和4年5月13日 岡山県公報 第12395号

〔二二一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字鋤先キ四二八一三、四三二一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市大島一六六一一サングランデ二〇一

尾納 憂希

三 許可年月日及び許可番号

令和四年三月七日岡山県指令建指第四二九号

〔三二二〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

令和四年五月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

令和四年四月二十八日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

新井 誠一 二級建築士 第六三五号

三 免許の取消しの理由

建築士法第九条第一項第一号の規程による免許の取消しの申請があつたため

「二二三」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和四年五月十三日

岡山市長 伊原 隆 大

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ（本庁及び出先分） 346式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び令和4年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書（本庁及び出先分）（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和4年9月30日（金）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第35号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

令和4年6月14日（火） 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226－7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年5月13日（金）から同年6月14日（火）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1) の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月22日（水） 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和4年6月21日（火）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1) の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和4年6月14日（火）17時までに、4(1) の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
Notebook type Personal Computer 346 Units
- (2) Delivery date :
By 30 September (Friday) , 2022
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
1:10 P.M. 22 June (Wednesday) , 2022
- (5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL 086-226-7540

「二二四」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和四年五月十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ (教育庁) 479式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び令和4年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書(教育庁) (以下「入札説明書等」という。) による。
- (3) 納入期限
令和4年9月30日 (金)
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年岡山県告示第35号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告示第306号)の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

令和4年6月14日（火） 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226－7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年5月13日（金）から同年6月14日（火）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月22日（水） 13時40分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和4年6月21日（火）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和4年6月14日（火）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Notebook type Personal Computer 479 Units

(2) Delivery date :

By 30 September (Friday) , 2022

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:40 P.M. 22 June (Wednesday) , 2022

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office

Supplies Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL 086-226-7540

◎岡山県監査公表第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定による監査請求について、同条第五項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和四年五月十三日

岡山県監査委員	柳
岡山県監査委員	市
岡山県監査委員	浅
岡山県監査委員	飛
	田
	村
	間
	山
	美
	義
	正
	仁
	哲
	保

一 請求の内容

1 請求の日 令和4年3月14日

2 請求人

倉敷市玉島長尾4000番地 田邊 博

倉敷市玉島長尾4000番地 高越都久子

3 請求の要旨（原文のまま記載。ただし、項目番号などについては本編に合わせて調整）

(1) 請求の対象者 岡山県備中県民局農林水産部農畜産物生産課

(2) 財務会計上の行為又は怠る事実

令和2年度岡山県農林水産業総合補助金（強化対策事業）の実施に当たり関係法令の遵守及び捕獲実績数の確認を怠って倉敷市に支払っている。

(3) その行為又は怠る事実

鳥獣捕獲等許可申請に当たり「鳥獣法」及び「岡山県鳥獣捕獲等事務処理要領」等に違反している。具体的には(2)財務会計上の行為の概要を参考とされたいが、イノシシの捕獲実績は県への実績報告は708頭であるが倉敷市の捕獲実績は695頭であり、その報告差は13頭である。

又、鳥獣法第9条第13項に基づく捕獲数の差は、事実証明書⑤に示す通り207頭であるのに偽って請求している。

(4) 経費の浪費

上記違法行為により捕獲実績を偽って強化対策事業費を受領し、又不当に野生鳥獣を殺戮した事が見込まれその結果不要な経費を浪費した。

(5) 措置の請求

＊不法行為により得た経費を倉敷市から岡山県への返還を求める。

その具体的金額は、事実証明書①に示す708頭分2,832,000円であるが、事実証明書①に示す当該3月16日～3月31日迄の捕獲数29頭分は、令和元年度分の捕獲分と請求人らは疑っているので監査委員には、調査を求める。

具体的には「鳥獣法」・「岡山県鳥獣捕獲等事務処理要領」「特措法」及び関係法令の遵守に努めること。

又、鳥獣法第79条2で都道府県知事は地方自治法で定めるところにより、第9条第1項、第19条第1項又は第24条第1項に規定する都道府県知事に属する事務を市町村に移譲できると定めているが本件請求のように違法行為が日常的に行われている事に鑑み、当該事務に必要な指示ができると定められており、よって当該事務を調査の上で必要な指示を求める。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

4 請求の理由（原文のまま記載。ただし、項目番号などについては本編に合わせて調整）

財務会計上の行為又は怠る事実及び事実に対する概要

倉敷市所管部署別の詳細

(1) 鳥獣法第9条第2項岡山県鳥獣捕獲等事務処理要領及び鳥獣法基本指針（有害鳥獣捕獲目的の許可対象者）

① 倉敷市農林水産課

9条で規定する管理の目的に適合しない。

9条2項の許可申請は有害鳥獣被害者でない倉敷市長より鳥獣捕獲依頼書により許可申請を行い、なおかつその代決者は農林水産部長であり全く鳥獣法の規定と整合性が保たれず違法である。

② 玉島支所産業課

9条で規定する管理の目的に適合しない。

9条2項の許可申請は有害鳥獣被害者でない倉敷市長より鳥獣捕獲依頼書により許可申請を行い、なおかつその代決者は支所長であり全く鳥獣法の規定と

整合性が保たれず違法である。

③ 児島支所産業課

9条で規定する管理の目的に適合しない。

9条2項の許可申請は有害鳥獣被害者でない倉敷市長より鳥獣捕獲依頼書により許可申請を行い、なおかつその代決者は支所長であり全く鳥獣法の規定と整合性が保たれず違法である。

④ 真備支所産業課

9条で規定する管理の目的に適合しない。

9条2項の許可申請には被害を受けた者よりの依頼書がなく、従って許可対象者ではない為許可申請の対象でなく違法である。

⑤ 船穂支所産業係

9条で規定する管理の目的に適合しない。

9条2項の許可申請は有害鳥獣被害者でない倉敷市長より鳥獣捕獲依頼書により許可申請を行い、なおかつその代決者は支所長であり全く鳥獣法の規定と整合性が保たれず違法である。

(2) 鳥獣法第78条に伴う鳥獣保護管理員の調査書について

① 倉敷市農林水産課

有害鳥獣捕獲申請書に係る調査書が添付されているが、そもそも鳥獣保護管理委員は岡山県の非常勤職員であり岡山県より倉敷市への権限移譲の範囲外岡山県鳥獣保護管理委員の調査を行うには鳥獣保護法の改正が必要であり違法である。

② 玉島支所産業課

有害鳥獣捕獲申請書に係る調査書が添付されているが、そもそも鳥獣保護管理委員は岡山県の非常勤職員であり岡山県より倉敷市への権限移譲の範囲外岡山県鳥獣保護管理委員の調査を行うには鳥獣保護法の改正が必要であり違法である。

③ 児島支所産業課

有害鳥獣捕獲申請書に係る調査書が添付されているが、そもそも鳥獣保護管理委員は岡山県の非常勤職員であり岡山県より倉敷市への権限移譲の範囲外岡山県鳥獣保護管理委員の調査を行うには鳥獣保護法の改正が必要であり違法である。

④ 船穂支所産業係

有害鳥獣捕獲申請書に係る調査書が添付されているが、そもそも鳥獣保護管理委員は岡山県の非常勤職員であり岡山県より倉敷市への権限移譲の範囲外岡山県鳥獣保護管理委員の調査を行うには鳥獣保護法の改正が必要であり違法である。

(3) 鳥獣法第9条第11項・第13項及び同第66条・第75条1項に違反に関する（捕獲結果報告）

① 倉敷市農林水産課

許可証の返納はされているが、イノシシに対する報告数が5頭違う

② 玉島支所産業課

許可証の返納はされているが、イノシシに対する報告数が96頭違い

③ 児島支所産業課

許可証の返納はされているが、イノシシに対し397頭の捕獲実績に対し全く報告されていない。

④ 真備支所産業課

許可証の返納はされているが、イノシシに対する報告数が2頭違う

⑤ 船穂支所産業係

許可証の返納はされており、又捕獲報告数も正確に報告されている。

(4) 鳥獣法9条第2項の鳥獣捕獲等許可に当たっての当該職員

- ① 倉敷市農林水産課
農林水産部長
 - ② 玉島支所産業課
支所長
 - ③ 児島支所産業課
支所長
 - ④ 真備支所産業課
支所長
 - ⑤ 船穂支所産業係
支所長
- (5) 有害鳥獣駆除班業務委託費の支払いについての当該職員
- ① 倉敷市農林水産課
農林水産部長
会計管理者

(6) 特措法第2条2（定義）について

倉敷市の強化対策事業については特措法第2条2項は同法の目的は、農林水産業等に係る被害と定めているが、倉敷市の被害防止計画には農林水産業に係る被害と生活環境被害による2行と定めているが、倉敷市が捕獲した鳥獣等が全て採択要件に該当するとは認められない、即ち採択要件に該当しない生活環境被害も計上している事は、違法である。

5 事実証明書

請求人から、事実証明書として令和2年度岡山県有害獣捕獲強化対策事業に係る補助事業完了確認、支払確認書の写し及び倉敷市令和2年度有害鳥獣駆除業務委託契約書の写し等が提出された。

二 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和4年3月14日付けをもって受理した。

三 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述等

地方自治法第242条第7項の規定により、令和4年4月14日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人代表者ほか1名が出席し、請求書の記載事項を補足する資料の提出及び陳述がなされた。その陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、陳述に際しては、同条第8項の規定により、関係機関の職員の立会いを認めた。

- (1) 3月16日から3月31日までの捕獲数29頭は28頭に訂正する。
- (2) 有害獣捕獲強化対策事業の運用について（令和2年3月27日、農林水産部鳥獣害対策室。以下「事業運用」という。）及び担当職員の説明によると、3月16日から3月31日までの捕獲分については翌年度で支払うこととされているが、支払の根拠としている倉敷市の令和2年度有害鳥獣駆除業務委託契約書では、有害鳥獣駆除業務の委託期間を令和2年4月1日から令和3年3月31日と定めているので、令和2年3月16日から3月31日までの捕獲数28頭は契約違反である。
- (3) 事実証明書に示す岡山県への708頭2,832,000円と倉敷市の実績支払頭数695頭2,780,000円の差額52,000円はどこに存在するのか調査を求める。

2 監査対象機関の陳述

岡山県備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課は、本件請求に対する岡山県知事（以下「知事」という。）としての見解を示す文書を令和4年4月8日に提出し、同月14日、その内容に沿って岡山県備中県民局農林水産事業部長その他の職員が陳述を行ったが、その要旨は、次のとおりである。

なお、陳述に際しては、地方自治法第242条第8項の規定により、請求人の立会い

を認めた。

- (1) 岡山県農林水産業統合補助金（有害獣捕獲強化対策事業）について
有害獣捕獲強化対策事業（岡山県農林水産業統合補助金（強化対策費事業）の中の一事業）（以下「本事業」という。）は、県において、農作物等被害の未然防止に直結する許可捕獲（有害駆除）の促進等を図るため、岡山県農林水産業統合補助金交付要綱（平成19年3月22日付け、農企第530号。以下「交付要綱」という。）、本事業実施要領（平成30年4月1日付け、鳥獣対第3号農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）及び事業運用を定め、市町村が行うイノシシ、シカ、サルの許可捕獲助成事業に対する奨励金として助成している。
- (2) 岡山県鳥獣捕獲許可等事務処理要領について
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣法」という。）」第9条において、鳥獣の捕獲等の許可が定められており、県では鳥獣法及び鳥獣法施行規則（平成14年環境省令第28号）に基づき、県の行う鳥獣捕獲等許可等に係る事務処理について、岡山県鳥獣捕獲許可等事務処理要領（昭和59年9月11日付け、自保第307号。以下「県事務処理要領」という。）で定めている。
- (3) 「鳥獣法第9条第2項、県事務処理要領及び鳥獣法基本指針（有害鳥獣捕獲目的の許可対象者）」に係る請求人の主張に対する県の見解について
鳥獣法第9条に基づく鳥獣捕獲等許可等に係る事務の一部については、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年岡山県条例第51号。以下「条例」という。）」に基づき倉敷市に権限を移譲しているものであり、「市町村長が行う鳥獣捕獲許可等事務処理について（平成17年4月1日付け、自第559号。以下「県通知」という。）」により、県事務処理要領を参考として、地域の実情に応じ、倉敷市において適正に処理されるべきものとする。
- (4) 「鳥獣法第78条に伴う鳥獣保護管理員の調査書」に係る請求人の主張に対する県の見解について
鳥獣法第9条に基づく鳥獣捕獲等許可等に係る事務の一部については、条例に基づき倉敷市に権限を移譲しているものであり、県通知により、県事務処理要領を参考として、地域の実情に応じ、倉敷市において適正に処理されるべきものとする。
- (5) 「鳥獣法第9条第11項・第13項及び同第66条・第75条1項（捕獲結果報告）」に係る請求人の主張に対する県の見解について
実施要領等では、鳥獣捕獲等許可証の報告欄の記載によって捕獲頭数を確認しなければならないとはされておらず、倉敷市が実施要領等に規定された方法に則り、倉敷市職員の現場確認や客観的証拠による捕獲確認に基づいて提出した実績報告に対し、県は交付要綱等に基づき補助金を交付しており、適正な支出を行っている。
- (6) 「鳥獣法第9条第2項の鳥獣捕獲等許可に当たっての当該職員」に係る請求人の主張に対する県の見解について
倉敷市において、関係規則に従い、適正に処理されるべきものとする。
- (7) 「有害鳥獣駆除班業務委託費の支払いについての当該職員」に係る請求人の主張に対する県の見解について
倉敷市において、関係規則に従い、適正に処理されるべきものとする。
- (8) 「特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号））第2条2（定義）」に係る請求人の主張に対する県の見解について
県は、倉敷市から提出された実績報告について、交付要綱等に基づき、内容を確認し、適当と認められたため、補助金を交付したものであり、適正な支出を行っている。
- (9) 「本事業に係る捕獲頭数と倉敷市のイノシシの捕獲実績（倉敷市から交付する

根拠となった捕獲実績)との差」に係る請求人の主張に対する県の見解について
県は、倉敷市から提出された実績報告について、交付要綱等に基づき、内容を確認し、適当と認められたため、補助金を交付したものであり、適正な支出を行っている。

(10) 「本事業の助成対象期間」に係る請求人の主張に対する県の見解について

令和2年3月の捕獲については、事業運用に基づき、4月以降に確認し、令和2年度の本事業で助成している。

(11) 以上のことから、事務処理については問題はなく、本事業については、適正な支出を行っている。

四 監査の実施

1 監査対象事項

請求人の請求事項は、一の3のとおりであり、本件請求に係る財務会計上の行為は、令和2年度の本事業に係る補助金として、知事が倉敷市へ行った支出を監査対象とした。

なお、請求人は、鳥獣捕獲等許可申請に当たり、鳥獣法等に違反しているとして令和2年度の本事業に係る補助金の返還を求めているが、本事業に係る補助金は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、交付要綱等に基づき支出するものであり、鳥獣法に基づくものではない。したがって、本件請求において、鳥獣法に基づいて行う鳥獣捕獲等許可は、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為に当たらず、監査の対象外とした。

2 監査対象機関

監査対象機関は、地方自治法第153条第1項の規定により、知事の補助機関として倉敷市に対する令和2年度の本事業に係る補助金の支出に係る事務の執行を行った備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課とした。

3 監査の実施方法

(1) 令和4年3月25日に四の1の監査対象事項について、備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課に対し、調査を行った。調査に当たっては、交付要綱、実施要領、事業運用、県事務処理要領、県通知及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認マニュアル(令和元年8月、農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課。以下「国マニュアル」という。)に定められた手順を確認した。また、事業運用及び国マニュアルにおいて、本事業に係る補助金の交付を受けるための証拠書類として市町村が作成することとされている確認書及び証拠写真が添付された実績報告書の提出を求めたほか、必要に応じ、支出の目的、内容等についての説明資料の提出を求めた。

(2) 三の2のとおり、備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課の陳述を聴取した。

(3) 令和4年4月14日に、備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課に対し、令和2年度の本事業に係る補助金における関係書類等の調査を行った。

五 請求に対する判断

本件請求については、いずれも理由がないものと判断する。

六 判断の理由

交付手続、交付額及び捕獲頭数について確認及び調査したところ、いずれも違法又は不当な点は認められない。

1 交付手続について

県から倉敷市に交付された令和2年度の本事業に係る補助金の交付申請から支出に至るまでの一連の手続について確認したところ、交付要綱等に基づいた手続に従っており、違法又は不当な点は認められない。

2 交付額について

請求人が主張する偽った捕獲頭数に基づく違法又は不当な支出がないか確認するため、関係書類の提出を求め、調査を行った。

実施要領では、事業内容を市町村が行うイノシシ、シカ、サルの許可捕獲助成事

業に要する経費の助成とし、助成対象期間をイノシシについては非狩猟期（4/1～11/14、3/16～3/31）としている。また、補助金の額又は率を市町村が駆除班等の助成事業に要する経費の1/2以内とし、4,000円／頭を上限とするとしている。

事業の支払について、事業運用では、市町村が、捕獲活動経費の支払のために確認した日（以下「支払確認月日」という。）の属する年度を支払年度とすることとされ、令和2年3月の捕獲については、支払確認月日を4月以降とし、令和2年度予算で支払うこととされている。請求人が調査を求めている倉敷市の捕獲実績に令和元年度分の捕獲頭数29頭が含まれていることについては、令和2年3月の捕獲分であり、かつ、支払確認月日は令和2年4月以降となっていることから、事業の支払について、違法又は不当な点は認められない。

捕獲個体の確認方法について、事業運用では、国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の確認方法によるとされており、国マニュアルに基づき確認することとなっている。

国マニュアルでは、市町村においては、捕獲実績の確認について、市町村の職員が捕獲現場に直接赴き、捕獲個体を直接確認する方法（現地確認）又は処理加工施設において、捕獲従事者が搬入した捕獲個体を実際に確認する方法（搬入確認）を基本とし、現地確認又は搬入確認によらない場合は捕獲個体が交付対象であることを書類等で確認した上で、捕獲個体ごとに確認書を作成することとされている。

また、県は、市町村から実績報告書が提出された際に確認書及び証拠写真を抽出確認して、捕獲実績を確認することとされている。

倉敷市から県に実績報告書が提出された際の捕獲実績の確認方法について調査したところ、県は抽出された確認書及び証拠写真について、国の確認方法に従った方法で捕獲実績の確認を行った上で令和2年度の本事業に係る補助金を支出しており、違法又は不当な点は認められない。

3 捕獲頭数の差について

請求人が主張する令和2年度の本事業に係る補助金の実績報告における捕獲実績と倉敷市が有害鳥獣駆除業務委託契約に基づき倉敷市有害鳥獣駆除班協議会に支払っている捕獲実績の差について、偽った捕獲実績に基づく違法又は不当な支出がないか確認するため、関係書類の提出を求め、調査を行った。

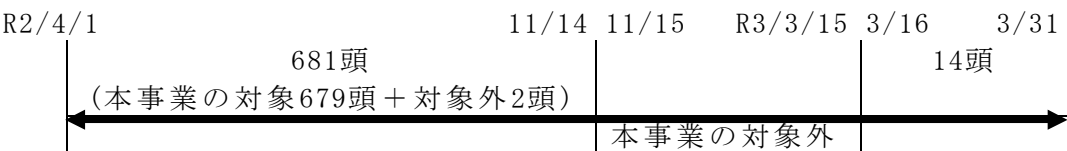
イノシシの捕獲実績に差があるのは、次のとおり、令和2年度の本事業に係る補助金の助成対象期間が令和2年3月16日から令和2年11月14日であり、倉敷市と倉敷市有害鳥獣駆除班協議会との委託期間が令和2年4月1日から令和3年3月31日と、それぞれ対象期間が異なるためであり、違法又は不当な点は認められない。

【対象期間】

令和2年度の本事業に係る補助金の助成対象期間（令和2年3月16日～11月14日）
（捕獲頭数708頭）



倉敷市の有害鳥獣駆除業務委託期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）
（捕獲頭数 891頭のうち、4月1日から11月14日、3月16日から3月31日の捕獲頭数695頭の内訳）



令和4年5月13日 岡山県公報 第12395号

なお、令和2年度の本事業に係る補助金の実績報告における捕獲実績708頭については、令和2年3月の捕獲実績29頭が含まれている一方、請求人の主張する倉敷市の捕獲実績695頭には令和2年度の本事業に係る補助金の対象とならない令和3年3月の捕獲頭数14頭が含まれている。

また、令和2年4月1日から11月14日までの捕獲数について、県への実績報告数679頭と倉敷市の委託契約における捕獲頭数681頭が2頭異なるのは、この2頭が国マニュアル等で定める捕獲確認がなされていないため、本事業に係る補助金の対象とならないとし、倉敷市が補助申請しなかったためである。